

医 薬 第 1 4 1 2 号  
令和3年(2021年)9月24日

各麻薬小売業者 様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について  
このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

1 厚生労働省通知

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について(令和3年7月5日  
付け薬生発 0705 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について(令和3年7月5日  
付け薬生監麻発 0705 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)
- (3) 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について(令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・  
生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡)

2 北海道における麻薬小売業者間譲渡許可申請手続きについて(質疑応答)

別添のとおり

3 通知適用日

本通知は、令和4年(2022年)4月1日から適用となります。

4 通知掲載先

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/mayaku/kourigyousyakanjyouto.html>

薬物対策係

TEL 011-231-4111(内 25-333)

FAX 011-232-4108